第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

< 目 次 >

	(ページ)
〔事業報告〕	
・保険持株会社の現況に関する事項	 1
企業集団の主要な事務所の状況	 1
企業集団の使用人の状況	 1
企業集団の主要な借入先の状況	 2
・新株予約権等に関する事項	 2
・業務の適正を確保するための体制	 6
・特定完全子会社に関する事項	 11
〔連結計算書類〕	
・連結株主資本等変動計算書	 12
・連結注記表	 13
〔計算書類〕	
・株主資本等変動計算書	 30
・個別注記表	 31

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ms-ad-hd.com)に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただきます。

保険持株会社の現況に関する事項 企業集団の主要な事務所の状況

会 社 名	事務所名	所 在 地	設置年月日
(保険持株会社)			
MS&ADインシュアランスグループ	>	古奇初中中区英川一丁口27来2日	2014年10日1日
ホールディングス株式会社	本社 	東京都中央区新川二丁目27番 2 号 	2014年10月1日
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2013年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2001年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本社	東京都文京区後楽二丁目5番1号	2021年1月4日
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
三井住友海上プライマリー生命保険	本社	 東京都中央区八重洲一丁目3番7号	2008年5月1日
株式会社	一个 红	木小町十八匹八主川 103日15	2000年3月1日

企業集団の使用人の状況

部門名	前期末	当 期 末	当期増減(△)
	名	名	名
(保険持株会社)			
M S & A Dインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	423	401	△22
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	14,168	13,453	△715
あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社	13,933	13,503	△430
三井ダイレクト損害保険株式会社	559	528	△31
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,529	2,436	△93
三井住友海上プライマリー生命保険 株式会社	390	403	13
(海外事業)			
海外保険子会社	9,210	8,913	△297
その他	289	325	36

⁽注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

企業集団の主要な借入先の状況

部門名	借入先	借入金残高
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	シンジケートローン	198,381

⁽注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の	新株予約権等を 有する者の数	
取締役	2016年度第1回株式報酬型新株予約権		
(社外役員を除きます。)	新株予約権の割当日	2016年7月29日	2名
	新株予約権の総数	1,534個(新株予約権1個	
		につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,534 株	
	新株予約権の行使期間	2016年7月30日から	
		2046年7月29日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	
	2017年度第1回株式報酬型新株予約権		
	新株予約権の割当日	2017年8月1日	3名
	新株予約権の総数	1,357 個(新株予約権1個	
		につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,357 株	
	新株予約権の行使期間	2017年8月2日から	
		2047年8月1日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	

	新株予約権等の内容の	新株予約権等を 有する者の数	
取締役	2018年度第1回株式報酬型新株予約権		
(社外役員を除きます。)	新株予約権の割当日	2018年8月1日	4名
	新株予約権の総数	1,489個(新株予約権1個	
		につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,489 株	
	新株予約権の行使期間	2018年8月2日から	
		2048年8月1日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	
	2019年度第1回株式報酬型新株予約権		
	新株予約権の割当日	2019年8月1日	4名
	新株予約権の総数	3,761 個(新株予約権1個	
		につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 3,761 株	
	新株予約権の行使期間	2019年8月2日から	
		2049年8月1日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	
社外取締役(社外役員)			_

	新株予約権等の内容の	新株予約権等を 有する者の数	
取締役以外の会社役員	2016年度第1回株式報酬型新株予約権		
	新株予約権の割当日	2016年7月29日	1名
	新株予約権の総数	1,206 個(新株予約権1個	
		につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,206 株	
	新株予約権の行使期間	2016年7月30日から	
		2046年7月29日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	
	2017年度第1回株式報酬型新株予約権		
	新株予約権の割当日	2017年8月1日	1名
	新株予約権の総数	844個(新株予約権1個に	
		つき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 844 株	
	新株予約権の行使期間	2017年8月2日から	
		2047年8月1日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	
	2018 年度第1回株式報酬型新株予約権		
	新株予約権の割当日	2018年8月1日	1名
	新株予約権の総数	767個(新株予約権1個に	
		つき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 767 株	
	新株予約権の行使期間	2018年8月2日から	
		2048年8月1日まで	
	権利行使価額(1株当たり)	1円	
	権利行使についての条件	((注)2.)	

- (注) 1. 本表は割り当てを受けた者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、 付与された新株予約権になります。
 - 2. 当社及び当社子会社である国内 5 保険会社((注)3.)の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社及び当社子会社である国内 5 保険会社の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。

- 3. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社
- 4. 事業年度の末日において当社役員は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、新株予約権発行時点において当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として付与された新株予約権を以下の個数有しております。

· 2016 年 7 月発行新株予約権: 8,451 個 · 2018 年 8 月発行新株予約権: 7,014 個

· 2017 年 8 月発行新株予約権: 6,621 個 · 2019 年 8 月発行新株予約権: 23,209 個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システムに関する基本方針 上記体制の整備について、当社では次のとおり定めております。

MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)は、グループの事業を統括する持株会社として、経営理念(ミッション)の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めていく。

1. グループ経営管理体制

(持株会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- (1) 持株会社は、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)を定め、持株会社およびその子会社(会社法および保険業法上の子会社をいう。本基本方針において以下「グループ会社」という。)の全役職員へ浸透させ、実践させるよう努める。持株会社は、経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役会に報告する。
- (2) 持株会社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、持株会社が直接出資するグループ国内保険会社および関連事業会社(以下「直接出資会社」という。) に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使する。
- (3) 持株会社は、直接出資会社との間で経営管理契約を締結し、グループ基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を定める。
- (4) 持株会社は、経営管理契約に基づき、直接出資会社に対しグループ基本方針について遵守を求めるとともに、以下の①~④に記載する内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ①直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の持株会社への報告に関する体制 直接出資会社の重要事項について、持株会社の承認または持株会社への報告を求める。また、 持株会社は、直接出資会社の子会社の経営管理状況等について直接出資会社に報告を求めるこ とができる。
 - ②直接出資会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(下記2.)
 - ③直接出資会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(下記3.)
 - ④直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(下記4.)
- (5) 直接出資会社の子会社(会社法および保険業法上の子会社)については、原則として、経営管理 契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。なお、海外の拠点・子会社については、 体制整備の推進にあたり現地の法令や特性を考慮する。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- (1) 持株会社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用するとともに社外取締役を選任し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 持株会社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 持株会社は、グループの中期経営計画および年次計画を定め、持株会社およびグループ会社の全 役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経

営資源の配分を行う。また、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づける。

- (4) 持株会社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、グループのITガバナンス基本方針を定め、ITガバナンス態勢を構築する。
- (5) 持株会社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、グループの税務に関する基本方針を定め、 税務ガバナンス態勢を構築する。
- (6) 持株会社の執行役員は、当社および直接出資会社の業務執行状況(業績概況を含む)を取締役会に報告する。持株会社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営 資源の追加配分等の対応を行う。
- (7) 持株会社は、グループ経営会議を定期的に開催する。グループ経営会議には、必要に応じて、グループ国内保険会社役員も出席した上で、グループ事業戦略およびグループ国内保険会社の経営上の重要事項について協議し、意思決定の方向性を定める。

3. グループの法令等遵守体制

(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制)

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのコンプライアンス基本方針に従い、 全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫 理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 持株会社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を定めるとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ全体の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 持株会社は、グループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うため品質向上・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。持株会社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役会に報告する。
- (4) 持株会社は、持株会社およびグループ会社の役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。報告・通報を受けた持株会社のコンプライアンス統括部門は、関係部門およびグループ会社と連携のうえ、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの反社会的勢力に対する基本方針に 従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢 力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反 社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底 する。
- (6) 持株会社は、グループの役員等の関連当事者との取引を行う場合には、グループおよび株主共同 の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど適切に監視 を行う。
- (7) 持株会社およびグループ保険会社は、持株会社が定めるグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの外部委託管理基本方針に従い、外部委託管理のための体制を整備する。
- (10) 持株会社およびグループ会社は、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為 またはこれらのおそれのある行為について、全役職員が社内および社外の窓口に直接通報できる スピークアップ制度(内部通報制度)を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、持株会

社はグループのスピークアップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。

(11) 持株会社は、グループ会社やグループ会社の役職員に対して法令に違反する行為を助言、容認または指示しない。

4. 統合リスク管理体制

(持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、各社の事情に応じて会社別のリスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 持株会社は、グループに内在する各種リスクを把握し統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備する。また、ERM委員会を設置し、同委員会における協議結果(統合リスク管理(定量)確認結果を含む)に基づき、リスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- (3) 持株会社は、グループ全体のリスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに、グループ全体のリスクを統合して定量化し、グループ全体で必要な資本が確保されていることを確認する。これらの状況についてERM委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会に報告する。
- (4) 持株会社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、持株会社が定めるグループの危機管理マニュアルに従い、グループ全体の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 持株会社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分 な知識を有する者を選任する。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの情報開示統制基本方針に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (3) 持株会社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、持株会社および連結子会社 の経営成績ならびに財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (4) 持株会社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続規程を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行うとともに、情報開示の適正性をERM委員会で検証する
- (5) 持株会社は、ERM委員会において、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部 統制」の持株会社および連結子会社における整備・運用状況の評価結果について検証を行う。
- (6) 持株会社は、持株会社および連結子会社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性 に関するERM委員会による検証結果を取締役会に報告する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの内部監査基本方針に従い、 グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、実効性があり、かつ効率的な内部 監査を実行する。
- (2) 持株会社およびグループ国内保険会社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置するとともに、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (3) 持株会社の内部監査部門は、持株会社およびグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制(取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制)

(1) 持株会社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等(取締

役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。)その他の会社情報を適切に 保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

(2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのお客さま情報管理基本方針に従い、個人情報(お客さま情報)の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する体制
 - ①持株会社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置く。
 - ②持株会社の取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動 および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課について は監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ①持株会社の取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行 為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役 会に報告しなければならない。
- ②持株会社の取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施 結果、内部通報の状況その他監査役に報告を行う事項について、監査役との協議により定める 方法により、遅滞なく監査役に報告する。
- ③持株会社およびグループ会社の役職員は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社の監査役に直接内部通報することができるものとする。
- ④持株会社およびグループ会社は、①~③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由 として不利な取扱いを行わない。

(3) その他

- ①持株会社は、監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席できる ことを、関連する規程等において明記する。
- ②持株会社の取締役会長、取締役副会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、 持株会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見 交換を行う。
- ③持株会社の内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
- ④持株会社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または 償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を、取締役会に報告しております。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. グループ経営管理体制

(持株会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

社会課題に向き合い、当社のビジネスモデルを通じた商品・サービスを提供することで、お客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりをサポートするというMS&ADの「価値創造ストーリー」への理解を深め、実践することにより、経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)(以下「MVV」といいます。)の一層の浸透を図っております。当社、保険会社5社および当社が直接出資する関連事業会社(三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の子会社、関連事業会社を含みます。)、およびグループの海外拠点について、MVV等に関する社員意識調査を実施し、

グループ各社の企業文化・風土の形成状況および実践状況について、取締役会に報告しています。

当社は、グループの基本方針を定め、直接出資会社と締結している経営管理契約等に基づいて、各社にグループ基本方針の遵守や重要事項の決定等に関し、当社による承認や当社への報告を求めています。海外子会社については、当社に、三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の海外拠点における経営管理態勢整備状況の検証機能やコンプライアンス態勢整備の支援機能を集約し、管理態勢のモニタリング、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制) 経営から独立した社外人財の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、10名の取締役のうち3分の1を超える4名(女性2名)を社外取締役としています(2022年3月末時点)。社外取締役に対しては、各担当者から取締役会付議資料の事前説明を実施しています。

グループ中期経営計画において事業ドメインごとに経営数値目標を設定し、リスク選好方針に基づく 資本配賦を事業会社に対して行うとともに、グループ経営会議において月次業績報告を行い、収支計画 に対する進捗状況を確認しています。

引き続き、ERMサイクルをグループ経営のベースとして、健全性の確保と、リスク対比リターンの向上、および資本効率の向上を目指していきます。

3. グループの法令等遵守体制

(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

コンプライアンス意識の徹底および高い倫理観に基づいた事業活動を行うため、コンプライアンス研修の実施および不適正行為の早期発見・再発防止のための点検活動や各種施策の実施に取り組んでいます。当社は、グループのお客さま第一の業務運営の推進やコンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、品質向上・コンプライアンス委員会を設置しています。原則として四半期に一度開催し、グループ全体および各社の品質向上諸課題やコンプライアンス態勢等についてモニタリング・協議を行い、認識した諸課題への対策など論議結果を取締役会に報告しています。

当社は、グループのスピークアップ制度による社内・社外窓口ならびに監査役への通報制度を設け、 持株会社およびグループ会社の役職員が通報できる体制としています。スピークアップ制度の運営状況 については年1回取締役会に報告しています。

4. 統合リスク管理体制

(持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、各種リスクを統合したリスク管理を行うため、ERM委員会およびリスク管理部等の統合リスク管理部門を設置し、「自己資本および統合リスク管理規程」を策定するなど組織・体制を整備しています。

当社の取締役会は、リスク管理担当役員から統合リスク管理定量確認結果、グループ重要リスク管理 取組計画の進捗状況およびグループ重要リスクにかかるモニタリング指標の状況等の ERM 委員会で の協議結果に関する報告を定期的に受け、グループのリスクの状況およびリスク管理の取組状況を確認 し、必要に応じてリスクの回避・削減等の措置を講じています。

当社は、「グループ重要リスク、グループ主要リスク、およびグループエマージングリスクの管理運営に関する基準」に基づき、グループ重要リスク管理取組計画の進捗状況、取組の有効性およびモニタリング指標の状況を半期ごとに確認し、ERM委員会等の協議・調整結果を踏まえて、リスク管理担当役員が半期ごとに取締役会に報告しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

ERM委員会では、定例開示および適時開示について、開示情報の適正性の確認に関する報告および 意見交換を行っています。また、有価証券報告書および四半期報告書作成時、ERM委員会において、 基礎情報提供部、開示書類作成部および直接出資する連結対象子会社からの内部確認書に基づき、各部 および各社の情報開示統制の状況を検証し、情報開示統制に重大な不備がない旨を四半期ごとに取締役会に報告しています。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社およびグループ国内保険会社は、グループ全ての業務活動を対象として、リスクの種類および程度に応じた内部監査計画を策定し、重要業務プロセスを横断的に検証するなど、効率的かつ実効性のある内部監査を実施しています。当社は、グループ国内保険会社の内部監査態勢および内部管理態勢について、モニタリング等を通じて検証し、改善を促進する体制を整備しています。また、各社の状況を、年1回取締役会に報告しています。

- 7. 情報管理体制(取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制) 株主総会、取締役会、グループ経営会議等に関する議事録、取締役会資料等について、適切に管理されていることを確認しています。
- 8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項 監査役室に、専任の職員を3名配置し、監査役会の同意を得たうえで、人事異動を行っています。
 - (2) 監査役への報告に関する体制

取締役および執行役員が監査役への報告義務の重要性を認識して職務を執行しています。また、 当社およびグループ会社の役職員が、当社の監査役に直接内部通報できる形でスピークアップ 制度を運用するとともに、グループのスピークアップ制度における通報状況は監査役会へ定期 的に報告されていることを確認しています。

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議、課題別委員会等の重要な会議に出席しています。

また、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および代表取締役は、定期的に監査役との意見交換会を実施しています。

特定完全子会社に関する事項

(単位:百万円)

		当事業年度末日における		
特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	特定完全子会社の		
		株式の帳簿価額		
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	648,506		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	512,283		

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,700,359百万円であります。

2021年度 (2021年4月 1日から) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	100,276	553,428	1,078,850	△ 119,267	1,613,287
当期変動額					
新株の発行	258	258			516
剰余金の配当			△ 90,369		△ 90,369
親会社株主に帰属する当期純利益			262,799		262,799
自己株式の取得				△ 40,847	△ 40,847
自己株式の処分		△ 6		264	258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	258	252	172,430	△ 40,582	132,357
当期末残高	100,534	553,680	1,251,280	△ 159,850	1,745,644

		その	他の包括利益累	計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
当期首残高	1,630,325	14,997	△ 178,080	3,819	1,471,062	1,019	41,288	3,126,657
当期変動額								
新株の発行								516
剰余金の配当								△ 90,369
親会社株主に帰属する当期純利益								262,799
自己株式の取得								△ 40,847
自己株式の処分								258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 65,158	△ 15,996	125,588	△ 2,253	42,180	△ 256	1,810	43,734
当期変動額合計	△ 65,158	△ 15,996	125,588	△ 2,253	42,180	△ 256	1,810	176,092
当期末残高	1,565,167	△ 998	△ 52,492	1,566	1,513,242	762	43,099	3,302,749

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第 118 条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 89 社

主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.

MS Amlin Corporate Member Limited

MS Amlin Underwriting Limited

MS Amlin AG

MS Amlin Insurance SE

MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.

連結の範囲の変更

リトルファミリー少額短期保険株式会社他7社は営業の開始等により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Old Company 17 Ltd 他 2 社は株式の売却により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主な会社名 MS&ADグランアシスタンス株式会社

MS&ADシステムズ株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社数 12社

主な会社名 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

Challenger Limited

持分法の適用の範囲の変更

PT. Auto Management Services 他 1 社は清算が結了したこと等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (MS&ADグランアシスタンス株式会社、全管協れいわ 損害保険株式会社他)については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全 体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおい二ッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地 震再保険株式会社の議決権の 29.9%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定 に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社 81 社の事業年度の末日は 12 月 31 日でありますが、連結会計年度の末日との差異が 3 ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券(保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む。)の評価 基準及び評価方法
 - ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。ただし、一部の在外連結子会社の売却原価の算定は先入先出法に基づいております。
 - ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。
 - ③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - ④ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成12年11月16日)に基づく責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託において信託財産として運用されている債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

なお、責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

連結子会社である三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険」に保険種類や資産運用方針等により小区分を設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

連結子会社である三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に 管理するために、一定の要件を満たす「個人保険・個人年金保険」を通貨別に小区分として設定し、各小区分 の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準 備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

⑤ その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)の評価は、時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建 債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為 替差損益として処理する方法を採用しております。

また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- ⑥ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評

価は、時価法によっております。

また、運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、役員及び 執行役員の退職慰労金(年金を含む。)の支出に備えるため、当該退職慰労金の制度を廃止した 2005 年 3 月 末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年~11 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、 収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配 株主持分に含めております。

(7) 消費税等の会計処理

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結 子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

一部の国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については時価ヘッジを適用しております。外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。三井住友海上火災保険株式会社が発行する外貨建社債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については、振当処理を適用しております。

貸付金、債券及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利通貨スワップ取引については、金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすもの及び金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(9) 保険契約に関する会計処理

国内保険連結子会社における保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。在外保険連結子会社については、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 18 号 2019 年 6 月 28 日)に基づき、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して会計処理しております。

(10)連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、7~20 年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一 括償却しております。

6. 会計上の見積りに関する事項

(1) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に 124,946 百万円計上しております。また、当連結会計年度の連結貸借対照表の「有価証券」に持分法適用会社に関するのれんが 41,067 百万円含まれております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったのれんを含む資産グループについては、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行います。具体的には、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日)に従い、のれんを含む資産グループが使用されている事業の継続した赤字や経営環境の著しい悪化等の減損の兆候を把握し、減損の兆候がある場合には当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損の認識が必要な資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。回収可能価額は、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であることから、減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。

なお、当連結会計年度において、再保険事業を営む在外連結子会社である MS Amlin AG について、税引前 当期純利益が2期連続して赤字となったことにより減損の兆候が認められたため、同社ののれんを含む資産 グループ(うち、有形固定資産1,028百万円、のれん3,769百万円、のれんを除く無形固定資産41,635百 万円)の減損損失の認識要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの 帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

□ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業環境の変化に伴い収益性が低下し将来キャッシュ・フローの見積額が大幅に減少した場合には、減損 損失が発生する可能性があります。

(2) 支払備金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に 2,467,600 百万円計上しております。なお、損害保険事業に係る支払備金が重要な割合を占めております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

国内保険連結子会社は、保険業法第 117 条、同施行規則第 72 条及び第 73 条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。在外保険連結子会社においても同様に金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

イ 算出方法

支払事由の発生の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内 容等に基づき個別に支払見込額を計上しております。

保険契約に規定する支払事由が既に発生しているものの、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものについては、過去の支払実績等を勘案して算出した最終損害見積額等に基づき計上しております。

□ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果や為替相場の変動などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

特に、近年の国内外での自然災害の甚大化及び頻発化や、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、物価上昇の動きなど、支払備金の見積りに関して、より不確実性が高まっている状況にあります。

7. 会計方針の変更に関する事項

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「改正時価算定適用指針」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項及び改正時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。

また、「金融商品に関する事項」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記をしております。

8. 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

一部の在外連結子会社は、一定の要件を充足する役職員に対して業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」 という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、一定期間の平均業績に応じて給付株式数を決定し、当社株式又は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みであります。

将来の給付に備え、本制度を導入した子会社が金銭を拠出することにより設定した信託が、当社株式を株式市

場から取得しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式 として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は 799 百万円、株式数は 213 千株であ ります。

(連結貸借対照表関係)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額は415,853百万円、圧縮記帳額は12,162百万円であります。
- 2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有 価 証 券 (株 式) 30,238 百万円

有 価 証 券 (外 国 証 券) 269,031 百万円

有 価 証 券 (その他の証券) 24,604 百万円

- 3. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は以下のとおりであります。
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は75百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権額は121百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債 権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権額は204百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破 産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額は1,024百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる 債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額の合計額は 1,425 百万円であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に

関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 4. 担保に供している資産は有価証券 748,974 百万円、現金及び預貯金 19,662 百万円及び金銭の信託 2,521 百万円であります。これは、その他負債に計上した売現先勘定 227,342 百万円に係る担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
- 5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが 754,059 百万円含まれております。
- 6. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額はともに1,888,006百万円であります。
- 7. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は 64,113 百万円であり、 実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
- 8. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は16,513百万円であります。
- 9. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ALM(資産・負債の総合管理)等により、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループ及び各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動 向等の外部環境変化によって大きな影響を受けます。様々な環境下における資金効率の向上や財務基盤の強化 を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行等により資金調達を行います。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金等があります。これらは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスク等を有しております。

当社グループでは、金利、株価、為替の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引、債券先物取引、株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び金利通貨スワップ取引等を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほか、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引及び自然災害デリバティブ取引等を利用しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引は、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)や、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク(信用リスク)及び市場流動性リスク等を有しております。当社グループが利用し

ているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。ただし、ヘッジ目的のものは、現物資産と逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引先の大半は、信用度の高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させるとともに、CSA契約に基づく担保を取得しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理の中で、取引執行部門と事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、上記 VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・株価・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。

口. 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、社内格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理体制を整備しております。

ハ. 流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません((注) 3参照)。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

豆八		連結貸借対照表記	十上額(百万円)	_
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	129,326	4,368	133,695
金銭の信託	-	1,652,272	386,862	2,039,135
有価証券				
売買目的有価証券				
公社債	34,886	4,866	-	39,752
株式	8,165	-	-	8,165
外国証券	418,245	345,549	100,330	864,125
その他	11,639	1,868,003	-	1,879,642
その他有価証券				
公社債	1,746,410	1,344,937	-	3,091,347
株式	2,782,250	-	-	2,782,250
外国証券	1,091,583	2,351,167	223,560	3,666,310
その他	17,676	181,720	26,405	225,802
デリバティブ取引(*1)				
通貨関連	122	20,887	-	21,010
金利関連	74	21,196	-	21,271
株式関連	-	2,021	-	2,021
債券関連	4,185	-	-	4,185
信用関連	-	848	-	848
その他	_	-	379	379
資産計	6,115,239	7,922,797	741,906	14,779,944
デリバティブ取引(*1)				
通貨関連	70	68,273	-	68,344
金利関連	99	7,791	-	7,891
株式関連	6,042	501	-	6,544

債券関連	1,250	-	-	1,250
信用関連	-	2,507	-	2,507
その他	-	-	696	696
負債計	7,462	79,075	696	87,233

^(*1) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産 2,190 百万円、 負債 47,239 百万円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、短期間(1年以内)で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

		時価(召	万円)		連結貸借対	差額
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	照表計上額	(百万円)
	D. VD1	D. 702	D. 703	НВІ	(百万円)	(נוכלום)
買入金銭債権	-	12,794	-	12,794	12,794	-
有価証券						
満期保有目的の債券						
公社債	1,228,416	126,907	-	1,355,323	1,220,261	135,061
外国証券	-	3,852	-	3,852	3,875	△22
責任準備金対応債券						
公社債	1,679,742	128,728	-	1,808,470	1,928,505	△120,034
外国証券	19,822	745,950	-	765,773	762,307	3,466
関連会社株式	156,496	2,829	-	159,325	89,538	69,787
貸付金					985,242	
貸倒引当金(*1)					△67	
	-	291,971	698,840	990,811	985,174	5,637
資産計	3,084,478	1,313,034	698,840	5,096,353	5,002,457	93,896
社債	-	683,612	101,319	784,931	782,902	2,029
負債計	-	683,612	101,319	784,931	782,902	2,029

^(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、取引金融機関から提示された価格によっております。また一部、時価 は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入金銭 債権は取引金融機関から提示された価格等によっております。

これらは主にレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっており、信託財産の構成物のレベルに基づき レベル2又はレベル3に分類しております。

有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しており、主に上場株式、国債、 上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に地方 債、社債がこれに含まれます。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2又はレベル3に分類しております。

貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の貸付金は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、 返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時 価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらは主にレベル3に分類しておりますが、観察できないインプットの影響が重要でない一部の貸付金はレベル2に分類しております。

負債

計債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格に基づいて 算定しており、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値はレベル2に分類し、取引金融機関から提示された価格はレベル3に分類しております。

デリバティブ取引

市場取引については、取引所における最終の価格をもって時価としております。市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格、又は金利、為替レート、ボラティリティ等のインプットを用いて評価モデルにより算出した価額等によっております。

市場取引については主にレベル1に分類し、市場取引以外の取引のうち重要な観察できないインプットを

使用している場合はレベル3に分類し、それ以外の場合はレベル2に分類しております。

(注) 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報 レベル3の時価は、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものが大半を占めていることから、 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記を省略しております。

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

区分	期首 残高 (百万円)	当期の 損益に 計 上 (百万円) (*1)	その他の 包括利益 に 計 上 (百万円)	購入・発行 売却・決済 に よ る 変 動 額 (百万円)	レベル3の 時価からの 振 替 (百万円) (*2)(*3)	期末 残高 (百万円)	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照 て 保 対 い る金融資産 及び 評価 損 益 (百万円) (*1)
買入金銭債権	5,927	0	△113	△1,445	-	4,368	-
金銭の信託	71,571	29,494	7,125	278,672	-	386,862	26,849
有価証券							
売買目的有価証券	75,527	8,886	8,340	7,575	-	100,330	4,946
その他有価証券	171,669	8,632	76,117	△5,453	△1,000	249,966	-
資産計	324,695	47,014	91,469	279,347	△1,000	741,527	31,795
デリバティブ取引(*4)	△789	1,064	-	△591	-	△316	183

- (*1) 主に連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
- (*2) レベル間の振替は各四半期の末日に行っております。
- (*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、外国社債について観察可能なインプットが利用可能になったことによるものです。
- (*4) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ 取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失とな る項目については、△で表示しております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、金融商品の取引を行う部署から独立した部署において時価の算定に関する方針及び手続を 定め、時価を算定しております。算定された時価については、算定に用いた評価技法及びインプットの妥当性 を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においても、使用されて いる評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証し ております。 (注) 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価 等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
市場価格のない株式等 (*1)	338,763
組合出資金等(*2)	58,671
合計	397,435

- (*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としておりません。
- (*2) 組合出資金等は、企業会計基準適用指針第 31 号 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 24-16 項に従い、時価開示の対象としておりません。
- 10. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - 一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度末の時価(百万円)
76,237	143,572

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。
- 11. 1株当たりの純資産額は 5,955 円 21 銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は新株予約権 762 百万円及び非支配株主持分 43,099 百万円であり、普通株式の期末株式数は 547,232 千株であります。
- 12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書関係)

1. 生命保険料は、保険料収入から解約等の返戻金(以下、「解約返戻金等」という。)及び支払再保険料を控除して表示しており、その内訳は次のとおりであります。

保険料収入 1,356,791 百万円 解約返戻金等及び支払再保険料 △836,753 百万円 生命保険料 520,037 百万円

- 2. その他保険引受収益には、外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品収益 5,761 百万円を含んでおります。
- 3. その他運用収益には、為替差益 178,533 百万円を含んでおります。
- 4. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代 理 店 手 数 料 等 717,494 百万円 給 与 303,684 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計 であります。

5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

		7.5	W-F			for for	減	損	損失	(百万円)	
用	途	種	類	場	所	等			内	訳	
賃貸7	、動 産	建	物			有する :ど2物	1	建		物	1
遊休不動売却予定		土地及び	が建物等			≹有する :ど16物	2,683	土 建 そ	の	地 物 他	618 1,938 125

保険事業等の用に供している不動産等については各社ごとにグルーピングし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産については個別の物件ごとにグルーピングしております。

上記の資産については、売却予定となったこと及び取壊しが決定したこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

- 6. その他特別損失は、三井住友海上火災保険株式会社における社外転進支援制度に係る特別支援金等 4,721 百万円及び在外連結子会社における人員削減に伴う割増退職金等 354 百万円であります。
- 7. 1株当たりの当期純利益金額は474円52銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は474円32銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益金額は262,799百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は553,816千株、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いた普通株式増加数は235千株であります。
- 8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	593,473	159	_	593,632
合計	593,473	159	_	593,632
自己株式				
普通株式	35,263	11,215	78	46,400
合計	35,263	11,215	78	46,400

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加 159 千株は、譲渡制限付株式の発行による増加であります。
 - 2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、業績連動型株式報酬制度を有する在外連結子会社が信託口座を通して保有する当社株式 213 千株が含まれております。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の増加 11,215 千株は、市場買付による増加 10,988 千株、在外連結子会 社が信託会社を通して行う買付による増加 213 千株、単元未満株式の買取りによる増加 13 千株でありま す。
 - 4. 普通株式の自己株式の株式数の減少 78 千株は、新株予約権の権利行使による減少 77 千株、単元未満株式の売渡しによる減少 0 千株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	762
合計		762

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	44,656	80	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月19日 取締役会	普通株式	45,712	82.5	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,375	利益剰余金	97.5	2022年3月31日	2022年6月28日

⁽注) 2022 年 6 月 27 日定時株主総会の決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度を有する在外連結子会社が信託口座を通して保有する当社株式に対する配当金 20 百万円を含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2021年4月 1日から 2021年度() 株主資本等変動計算書 2022年3月31日まで

(単位:百万円)

			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その一番金製料の一番金製料の一番金製料の一番金製料の一番金製料の一般を表現る。	利 益 剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,276	729,532	349,740	1,079,272	321,639	321,639	△119,267	1,381,921
当期変動額								
新株の発行	258	258		258				516
剰余金の配当					△90,369	△90,369		△90,369
当期純利益					117,016	117,016		117,016
自己株式の取得							△40,048	△40,048
自己株式の処分			△6	△6			264	258
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	258	258	△6	252	26,646	26,646	△39,783	△12,626
当期末残高	100,534	729,790	349,734	1,079,524	348,286	348,286	△159,051	1,369,294

	評価・換	算差額等		
	その他	評価・換算	新株予約権	純資産
	有価証券	差額等	初刊本 J、小刊佳	合 計
	評価差額金	合 計		
当期首残高	17,466	17,466	1,019	1,400,406
当期変動額				
新株の発行				516
剰余金の配当				△90,369
当期純利益				117,016
自己株式の取得				△40,048
自己株式の処分				258
株主資本以外の項目の				
当期変動額(純額)	△13,005	△13,005	△256	△13,261
当期変動額合計	△13,005	△13,005	△256	△25,887
当期末残高	4,461	4,461	762	1,374,518

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)の評価は、時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (4) デリバティブの評価は、時価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7~38年

器具及び備品 2~15年

3. 無形固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上して おります。

5. ヘッジ会計の方法

外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引については、繰延ヘッジ又は振 当処理を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなため、 ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 562 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 21,968 百万円

短期金銭債務 23,192 百万円

長期金銭債務 219,900 百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益124,693 百万円営業費用1,286 百万円営業取引以外の取引による取引高2,570 百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 46,187,024 株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	15,003	百万円
関係会社株式	6,109	百万円
ソフトウェア	413	百万円
繰延資産	413	百万円
その他	369	百万円
繰延税金資産小計	22,309	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 4,141	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 6,320	百万円
評価性引当額小計	△ 10,462	百万円
繰延税金資産合計	11,846	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 1,967	百万円
繰延税金負債合計	△ 1,967	百万円
繰延税金資産の純額	9,879	百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

種類	会 社 等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取 引 金 額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	三井住友海上 あいおい生命 保険株式会社	所有 直接 100.0%	経営管理等	社債の発行 (注)	8,900	社債	214,900

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 社債の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 2,509円 39銭

1株当たり当期純利益 211円 25銭

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。